

アフリカ諸国の税関における模倣品取締制度

本リストの利用についての注意・免責事項

本リストは、日本貿易振興機構（JETRO）が現地調査会社に委託し作成したものであり、調査後の法律改正などによって情報が変わる場合があります。掲載した情報・コメントは調査委託先の判断によるものであり、情報の正確性や一般的な解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本リストはあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本リストにてご提供する情報等に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。本リストの記載内容に関して生じた直接損害、間接損害、派生的損害、特別損害、付随的損害または懲罰的損害および利益の喪失については、それらが契約、不法行為、無過失責任その他のいかなる原因に基づき生じたかにかかわらず、JETROおよび調査委託先は、いっさい責任を負いません。これは、たとえJETROまたは調査委託先が係る損害等の可能性を知らされていた場合も同様とします。
※本リストの内容は、2026年1月時点で入手可能な情報に基づいています。

	国	税関登録は義務的か？ はい/いいえ	担保金の差し入れは 必要か？ 必要/不要 必要な場合、現地通貨・米ドル・円で金額を記載	税関登録の有効 期限	税関は職権取締り を行うか？ はい/いいえ	税関が職権取締りを行 わない場合に利用可能な手 段	税関は権利者に差止 対象物品の写真を提 供するか？ はい/いいえ	権利者が税関か ら通知を受けた場 合、回答期限は 何日か？	差止対象物品の取り扱 い（保管が廃棄か、費用負 担者は誰か）	侵害者への罰則（廃棄/リサ イクル/侵害物品の返送）	真正品の並行輸入は合法的か？ はい/いいえ 合法的である場合、並行輸入を認める基準 は？	追加情報
1	ナイジェリア	税関・物品管理法に基づ く任意登録のみ。	いいえ	1年	いいえ	税関に積荷の到着を連絡 し、措置をとるよう注意喚起 できる。民事手続	いいえ	10日	保管した上で、廃棄する。 権利者が費用を負担する。	侵害物品を廃棄する。侵害者 に対する訴訟。	合法的。並行輸入を禁止する明文の法規定 がない。	並行輸入は、IP権利者にとっても、正規販売者にとっても、価格 の管理と市場における真正品のコントロールの障害となる。登録 有効期間に関しては、毎年税関に配属される職員が変わる。こ のため、非公式の税関登録に関しては、法令がなく、公式の期 限もない。このような理由で、非公式登録を毎年更新することを 勧める。 税関登録の制度がない場合、非公式の税関登録を行うというオ プションがある。
2	ケニア	2004年東アフリカ共同体 税関管理法及び2015年 税手続法に基づく義務登 録制度がある。	いいえ	1年	はい	ACAに積荷の到着を連絡 し、措置をとるよう注意喚起 できる。刑事手続	はい	90日。税関ではな く、ケニア模倣品対 策機関が、義務登 録の手続を取り扱 う。	ACAが保管費用を、侵害 者が廃棄費用を負担する。	侵害物品を廃棄する。侵害者 に対する訴訟。	合法的だが、模倣品対策機関との関係で一 定の条件がある。	N/A
3	モーリシャス	税関法1988年税関法 及び税関規則に基づく任 意登録制度があり、強く 推奨される。	いいえ	1年	はい	税関に積荷の到着を連絡 し、措置をとるよう注意喚起 できる。刑事手続	いいえ	10日	保管した上で、廃棄する。 権利者が費用を負担する。	侵害物品を廃棄する。侵害者 に対する訴訟。	いいえ	N/A
4	タンザニア	義務登録制度があり、タ ンザニア公正競争委員会 が担当する。	いいえ	1年	はい	FCCに積荷の到着を連絡 し、措置をとるよう注意喚起 できる。民事手続	はい	10日	権利者が廃棄費用を負担 する。	侵害物品を廃棄する。侵害者 に対する訴訟。	いいえ	N/A
5	ウガンダ	2004年東アフリカ共同体 税関管理法に基づく任意 登録のみ。	いいえ	1年	いいえ	税関に積荷の到着を連絡 し、措置をとるよう注意喚起 できる。民事手続	いいえ	7日	保管した上で、廃棄する。 権利者が費用を負担する。	侵害物品を廃棄する。侵害者 に対する訴訟。	いいえ	登録有効期間に関しては、毎年税関に配属される職員が変わ る。このため、非公式の税関登録に関しては、法令がなく、公式 の期限もない。このような理由で、非公式登録を毎年更新するこ とを勧める。 税関登録の制度がない場合、非公式の税関登録を行うというオ プションがある。
6	南アフリカ	任意の公的登録制度が あり、強く推奨される。	いいえ	10年	はい	南アフリカ警視庁を通じて手 続を行うことができる。民事 手続又は刑事手続	はい	5日	保管した上で、廃棄する。 権利者が費用を負担する。	侵害物品を廃棄・リサイクルす る。侵害者に対する訴訟。	合法的だが、管轄当局に従わなければならない。 消費者に対して、並行輸入品であることを 表示する。	N/A

7	モロッコ	任意・非公式の登録のみ	いいえ	1年	いいえ	税関に積荷の到着を連絡し、措置をとるよう注意喚起できる。民事手続	いいえ	7日	保管した上で、廃棄する。権利者が費用を負担する。	侵害物品を廃棄する。侵害者に対する訴訟。	いいえ	N/A
8	チュニジア	任意・非公式の登録のみ	いいえ	1年	いいえ	税関に積荷の到着を連絡し、措置をとるよう注意喚起できる。刑事手続	はい	60日	保管した上で、廃棄する。権利者が費用を負担する。	侵害物品を廃棄する。侵害者に対する訴訟。	いいえ	N/A
9	アルジェリア	任意・非公式の登録のみ	いいえ	1年	いいえ	税関に積荷の到着を連絡し、措置をとるよう注意喚起できる。民事・刑事手続	はい	3日	保管した上で、廃棄する。権利者が費用を負担する。	侵害物品を廃棄する。侵害者に対する訴訟。	合法的だが、法制度上一定の条件がある。明文上禁止されていないが、輸入の場合に問題となる場合がある。	N/A
10	ザンビア	税関・物品管理法に基づく任意・非公式の登録のみ。	いいえ	1年	いいえ	税関に積荷の到着を連絡し、措置をとるよう注意喚起できる。民事手続	はい	60日	保管した上で、廃棄する。権利者が費用を負担する。	侵害物品を廃棄する。侵害者に対する訴訟。	合法的。ザンビアの商標法は、登録商標を付した商品を、商標権者以外の者が輸入することを許容している。	登録有効期間に関しては、毎年税関に配属される職員が変わる。このため、非公式の税関登録に関しては、法令がなく、公式の期限もない。このような理由で、非公式登録を毎年更新することを勧める。 税関登録の制度がない場合、非公式の税関登録を行うというオプションがある。
11	モザンビーク	任意・非公式の登録のみ	いいえ	1年	いいえ	税関に積荷の到着を連絡し、措置をとるよう注意喚起できる。民事手続	はい	30日	保管した上で、廃棄する。権利者が費用を負担する。	侵害物品を廃棄する。侵害者に対する訴訟。	合法的だが、消費者に対して、並行輸入品であることを表示しなければならない。	登録有効期間に関しては、毎年税関に配属される職員が変わる。このため、非公式の税関登録に関しては、法令がなく、公式の期限もない。このような理由で、非公式登録を毎年更新することを勧める。 税関登録の制度がない場合、非公式の税関登録を行うというオプションがある。